

IT機器による障害者支援の一側面

溝 口 元*

Aspects of Support of Challenged People by Instruments Using Information Technology

Hazime MIZOGUCHI

In the present study, first, I mentioned Laws and Badges for support of challenged people in Japan. Next, I described present situation of using information technology for supporting visually impaired people. Also, I surveyed a case of auditorially impaired people in chapter Three. Forth, I described my impression of the exhibitions of home care and rehabilitation equipments. Taking together with these results mentioned above, I discussed relationship between support for challenged people and information technology.

Key word: challenged people, information technology, visual impairment, auditory impairment, exhibitions of home care and rehabilitation equipments

Human Well-Being No.25 (2011)

はじめに

1981年に開催された「国際障害者年」のテーマは「完全参加と平等」であった。1950年代末から北欧デンマークで始まった「ノーマライゼーション」(障害がある方でも可能な限り通常の生活を送ることができるようにすること)のスローガンの下に、障害者の「自立」,「社会参加」が叫ばれ、その実現の具体策が検討されるようになった。そして、1982年の「国連・障害者の10年」(1983-1992)では、コミュニケーションを円滑にすることも求められ、コン

※立正大学社会福祉学部社会福祉学科

キーワード：視覚障害, 聴覚障害, 福祉機器, IT機器

コンピュータはそのツールとして考えられた。それは、また、ネットワークを介した障害者の在宅勤務という形での就労、さらにSOHO (Small Office Home Office) という形での社会参加の可能性を開いたことに象徴される。

一方、日本社会は、1970年に65歳以上の人口が総人口の7%を超え、1994年に14%を突破した。高齢化社会から高齢社会に突入したのだが、他方、特殊合計出生率の低下にみられる少子化を伴っている(少子高齢化)ため、高齢者・障害者への介護の担い手が問題となった。1987年に「社会福祉士・介護福祉士法」が制定され、1989年から社会福祉士、介護福祉士という国家資格を有する福祉専門職が制度的には誕生した。しかし、特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)や障害者の入所施設など利用者の日常生活を支援する介護現場は、典型的な「3K」職場と揶揄され、離職率も他業種に比べて約5%高く就業1年以内で3分の1以上が辞めてしまう職場も珍しくないほどであった。1992年には「福祉人材確保法」が設けられ福祉関係職員の待遇の改善を図ったが、期待した効果は得られなかった。また、退職に至らなくても腰痛、体調不良、精神的疾患などを起こし、休職せざるを得ないこともしばしばであったといわれる。

その解決策の一つとして、1980年代より家族や介護者という人間の支援を借りず、科学技術を応用した機器の援用促進をめざす「テクノエイド論」が提唱されるようになった。「テクノエイド協会」が設立されたのは1987年のことである。そして、1990年代半ば、アメリカ・マイクロソフト社が発売したオペレーティングシステム「Windows95®」から爆発的に広まったと捉えられているパソコンの利用は、福祉の領域にも急速に浸透していった。しかし、それは同時に、キーボードからマウスクリックに入力方式が変わり、画面を見ることが困難な視覚障害者やマウスを動かすことができない巧緻性が乏しい身体障害者、高齢者には却って利用しにくくなったと苦情が出された。1980年代から提案されていた情報通信機器のアクセシビリティやユニバーサルデザイン化の問題を顕在化・具体化させたのである。

一方、インターネットの普及も2000年段階で、利用率をみると身体障害者で7.8%、知的障害者0.7%であり、「情報格差(デジタルデバイド)」問題が発生した⁽¹⁾。そもそも日常生活支援にパソコンが必要とは認められず、厳しい経済状態で生活している障害者にとってアクセスに工夫がされたパソコンを自費で購入することは大変厳しかったのである。「重度身体障害者日常生活用具給付等事業」にパソコンが含まれるようになったのは2004年度からであった。こうした背景から、ここでは、21世紀という世紀の変わり目前後からしばしば耳にするようになったIT (Information Technology) 機器による障害者支援の様相を、法律、視覚障害者、聴覚障害者、就労支援・社会参加などの場面に分けて検討していく。今日、食事、配膳などの日常生活支援の領域にも人間型ロボット(ヒューマノイド)が介護ロボットとして導入が検討されている。本稿が障害者福祉における情報伝達技術としてのITを利用した障害者支援の今後の可能性、さらに機械と人間の関係を考察する一素材になれば幸いである。

1. 障害者支援に関する法と予算

ITによる障害者支援を検討するに当たって、その背景として我が国では障害者をどのように捉え、どのように処遇しようとしていたのか、まず、この点からみてみたい。

「障害（児・者）」という語が入った我が国の法律を探すと、戦前には障害者を対象としたものは見られない。敗戦直後では1946年4月の「官立盲学校及び聾啞学校官制」がそれに近い印象を与え目に留まる程度である。結局、法律の名称から見てその嚆矢は、第2次世界大戦中に生じた身体障害者への対策として、1949年12月に公布された「身体障害者福祉法」となる。これは、外地からの引揚者・生活困窮者への対応として1946年に設けられた「生活保護法」、戦災孤児や浮浪児対策としての1947年に制定された「児童福祉法」に次ぐものであった。

さて、1960年代に入り、高度経済成長による生活水準の向上に伴って、1960年に「精神薄弱者福祉法」（1998年から「知的障害者福祉法」に変更）が、1970年には「心身障害者対策基本法」が制定された。また、1960年に制定された「身体障害者の雇用の促進等に関する法律」（通称：身障者雇用促進法）は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（1987、通称：障害者雇用促進法）に拡大された。

1950年に設けられた「精神衛生法」（1950）も「精神保健法」（さらに、1995年に「精神保健および精神障害者福祉に関する法律」（通称：精神保健福祉法）に改称）に改正された。そして、1993年12月に、これらの集大成として「障害者基本法」が制定された。ここには「障害者」を「身体障害、精神薄弱又は精神障害があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受けるもの」と定義されている（2004年からは「精神薄弱」を「知的障害」に、「長期にわたり」を「継続的に」に改正）。

こうして法的な整備は進められたが、「知的障害者」（療育手帳）、「精神障害者」（精神障害者保健福祉手帳）、「身体障害者」（身体障害者手帳）が同様なサービスを受けることができたわけではなく、3種の障害者が得ることが出来るサービスはバラバラであった。また、支援を受けるためには自らを「障害者」と認めて申請することが必要なため、それを避けるため申請を断念する場合もみられた。こうした事情を考慮せずに把握された障害者の実数は、厚生労働省が発足した2001年現在で「知的障害者」（在宅：32.9万人、施設：12.7万人）、「精神障害者」（在宅：172.0万人、施設：33.4万人）、「身体障害者」（在宅：332.7万人、施設：4.7万人）、計約590万人が該当すると見積もられた。

さて、1995年は各省で障害者への生活の利便性向上に対する動きが見られた年であった。たとえば、厚生省では「障害者情報ネットワーク」、郵政省は「高齢者・身体障害者の社会参加支援のための情報通信の在り方に関する調査研究会」、通商産業省は「障害者等情報処理機器アクセシビリティ指針」の初の改正、等である。さらに、2000年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称：交通バリアフリー法）

が、2002年では、従来の盲導犬に加え介助犬や聴導犬も含め、身体障害者の自立や社会復帰に活用可能な「身体障害者補助犬法」が設けられた。以降、毎年のように障害者に対する施策がみられる。

そして、2001年1月6日、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（通称：IT基本法）が施行された。この法の第8条では、地理、年齢、身体的条件等から情報通信技術の利用の機会、活用能力の格差が生じないように是正することを述べている。また、第35条でも高齢者や障害者等に配慮した情報提供のバリアフリー化、システム開発の推進が謳われた。同年7月、「総務省IT推進有識者会議」が開催され、「誰もがITを利用できる社会の実現を目指して」と題する報告書をまとめ、「デジタル・オポチュニティ」（情報通信技術がもたらす新たな可能性）を日本でも提唱した。

こうした動向に伴って、聴覚障害、視覚障害者は「情報障害」をもつという捉え方が見られるようになった。IT機器の利用者を、全国で約65万人（視覚障害者：約30万人、聴覚障害者：約35万人）と推定し、研究開発が進められている。デジタル・オポチュニティは、のちの「障害者自立支援法」（2005）の制定とも関係している。障害の有無を問わず「共生社会」を構築していくためには、物理的には「バリアフリー」から「ユニバーサルデザイン」へ。さらには、「福祉のまちづくり」への志向に情報障害も含まれるという考えである。

つぎに、予算についてもみておこう。2005（平成17）年度の「障害保健福祉関連予算」の中でも、「4. 社会参加の促進」がIT機器と障害者支援に関係するところである。総額では、前年度の275億7800万円が275億7700万円と100万円減額された。全部で6項目が掲げられ、(1)障害者自立支援・社会参加総合推進事業、(2)補装具給付事業、(3)日常生活用具給付事業、(4)障害者スポーツ・文化芸術活動振興事業、(5)身体障害者福祉促進事業委託費、(6)高度情報通信福祉事業、である。

これらの内、(1)と(6)がIT機器と障害者支援に関係する。(1)には45億円の予算が配分された。「社会参加の促進」の中では2番目に多額である。「障害者IT総合推進事業、身体障害補助犬の育成や視聴覚障害者の情報・コミュニケーション支援事業など、障害者の社会参加推進のための事業を総合的に推進するものである」としている。また、(6)は、1億3200円の予算で「インターネットを活用して全国の点字図書情報や日々のニュース、様々な福祉関連情報を提供する」と述べている。もっとも金額からいえば、最多は(2)の約180億円であり、社会参加の促進に関する予算の約65%は、身体障害児・者の身体機能の代償・補完する補装具の交付・修理の費用であった。

1990年には、単行書『障害者の可能性を拓けるコンピュータ electronic equalizerがもたらす新しい世界』⁽²⁾が、1992年には『暮らしが変わる、ハイテク福祉 コンピュータは「まほうの杖」』⁽³⁾が出版され、実際のIT利用の様子を知ることができるようになった。

2. 視覚障害者支援とIT

障害児・者の「自立」や「社会参加」を考えた場合、基本となるのが「コミュニケーション」と「移動」である。自立の第一歩は自らの主張を明確化し、訴えることでありそれにはコミュニケーションが不可欠と考えるのである。また、社会参加は住まいから社会に移動することから実感できるものとしている。

知的障害、精神障害、身体障害の3障害を考えた場合、知的障害や精神障害では、会話がまったく問題なく成立し、移動も自らの身体で他者の支援を必要とせずに行うことができる場合（軽度）から、介護者の全面的な介助を必要とし常に見守りが必要な場面（最重度）まで極めて幅が広い。複数の障害を抱えている場合もしばしばである。

そのため、障害者に対するIT機器の利用を考える際、多くの取り組みと報告があるのが身体障害者に対してのものである。ここでは、その中の典型である視覚障害と聴覚障害の場合をみていきたい。人間は「視覚」動物といわれる。外界の圧倒的大量的情報は眼から入ってくるともいわれる。この視覚が障害されている場合を見てみたい。

視覚は、奪われる時期により「先天性」か後天性の「中途失明」か、また、障害の程度で視野狭窄、中心狭窄など特定の部位が視野に収まらない「視野障害」、特定の色の区別が付きにくい「色覚異常」、色弱、さらに、視覚の喪失の程度で「弱視」、「全盲」などに分類される。さらに、「点字」の利用が可能かどうか支援では重要な要素となる。

ところで、視覚障害で重度の目が見えない方といえば、「点字」がコミュニケーションの手段と素朴に思われている。移動では「白杖」を利用し、点字ブロックを指標とした歩行や「ガイドヘルパー」の付き添い、極めて限られた形で「盲導犬」の利用などが想起される場所である。しかし、視覚障害は、生まれつき目が見えないというよりも、病気や怪我など人生の途上で視力が障害されて起こる場合の方が多く、中途障害の時期が遅くなればなるほどその時点から「点字」を学び日常のコミュニケーション手段として利用することが困難になる。そもそも「点字」を利用できる当事者はかなり限定されている。中高年時から生活習慣病として発症した「糖尿病」による網膜の機能障害に起因する失明などの場合もその中に含まれる。

また、失明等により視力を失った場合、その家族が「点字」を身に付けていることは極めて限られたことである。実際、視力障害者でも過半数以上は点字をコミュニケーションの手段として利用していないと考えられている。また、点字は点字で、点字釘と点字盤を使って作成するには練習を要する。そのため、1979年に科学技術庁は、点字プリンターの開発をメーカーに委託した。そして、1982年には、点字と墨字（晴眼者が使う通常の活字）の双方の印刷が可能な点字プリンターが開発され特許を取得している。しかし、点字プリンターにより作成された点字よりも、音声を聞いた方が理解しやすく便利だと感じる視覚障害者は少なくない。そのため、朗読協力者による「対面朗読サービス」、カセットテープに収録された「録音図書」の利

用が1980年代初頭までの視覚障害者の置かれた状況であった。

こうした状況の打破は1980年代に入り「音声ワープロ」の開発で、墨字を視覚障害者も書けるようになり、さらに特定のサーバー利用者間でのネットワークであった「パソコン通信」の利用も始まった。しかし、冒頭にも述べたようにマイクロソフト社のソフトウェア「Windows®」の登場は、画面上のアイコンの識別が厳しい視覚障害者にとっては却って利用しにくいものであった。そこで、1990年代からは音声とコンピュータを結び付ける試みがなされるようになってきた。それが、1996年に開発されたWindows®の画面読み上げソフト（スクリーンリーダー）である⁽⁴⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾。

さて、IT機器による視覚障害者支援で、時折、メディアでも話題になるのが日本IBM社基礎研究所の浅川智恵子氏の仕事である。彼女も中途障害により視力を失った方である。1985年から東京基礎研究所に勤務し、1990年代に合成音声とキーボード操作のみでインターネット上のWebサイトにアクセスできるホームページリーダーの開発を試みた。そして、1997年にIBMホームリーダーを製品化するまでに至っている。さらに、2000年以降は、Webページの製作者が利用者にとって容易にアクセスできるコンテンツを作成や編集できるようになるツールである「エーデザイナー（eDesigner）」やマルチメディアのコンテンツにアクセスできるようにした音声ブラウザ「アイブラウザ（aiBrowser）」の研究開発に従事した。

また、2000年を期に聴覚障害者の録音図書の利用において磁気テープで図書の音声を録音したテープ図書を「デージー図書」が上回った。この「デージー（Daisy：Digital Audio-based Information System）」とは、デジタル音声情報システムの略称である。国際標準規格の録音図書システムとして理解されている⁽⁷⁾。1998年から2000年にかけて、日本障害者リハビリテーション協会が厚生省の委託事業として開発に取り組んだ。制作用ソフト、再生用機器などの開発もこの協会が進めている⁽⁸⁾。

3. 聴覚障害者支援とIT

一般に耳が聞こえない方といえば「手話」がコミュニケーションの手段と思われている。テレビでも「手話ニュース」が定期的に放送されている。障害者スポーツ大会では、手話通訳者が競技者、関係者、観客の間を動き回っている様子を頻繁に見かけた。選挙の時は選挙カーに手話通訳者が便乗している。議会でも手話通訳者がリアルタイムで手話による議事進行の様子を伝えていることもしばしばである。視覚とともに私たちは、外界の情報を「音」にも拠っている。聴覚障害者の場合、日常生活に不可欠と思われている「電話」のような双方向のコミュニケーションツールの利用が厳しいことは、想像以上に日常生活に支障をきたすおそれがあると考えられている。しかし、耳が聞こえない方の40%は手話を利用できないといわれる。また、仮に手話を使うにしても「ろう者」間の手話は、「よそ行き」の手話とのたとえがある「健聴者」との手話とは異なっている。

聴覚障害がある銀座ホステス斉藤里恵のドキュメント『筆談ホステス』（光文社，2009）が単行本やテレビ番組でも話題になったが、主人公の店内での客とのコミュニケーションツールは「筆記」ないし「要約筆記」であった。障害者スポーツでも、要約筆記は不可欠であるし、病院などで身体上の痛みや苦しみ、不調を訴える際に手話では、医療関係者が手話を身に付けているとは限らないことから、十分にそれを伝えることができないとも言われる。手話や読話（読唇術）よりも要約筆記を用いた方が診断や治療においても重要な情報を含んでいるとされる。

聴覚障害者を支援する機器は、文字化に関するものが大半を占めている。携帯電話のメールによるやりとりが可能になる以前の2000年頃までは、「筆記通訳支援システム」として、パソコンの画面やOHPシートにペンで文字入力を行いそれをスクリーンに映し出す方式が見られた。持ち運びが可能な製品として、「携帯型リアルタイム筆談通信機」が市販されている。公衆電話のISDNジャックにつなげ、同じ装置をもつ相手と文字で会話を行うことができるもので、サイズも手帳大であった⁽⁹⁾。

もっとも、パソコンを手にしたからといってそれで即座に利用が可能になるわけでもない。市販されている製品ではなく、利用者個々人にあった付属品の開発、さらに、パソコン自体の利用を支援するボランティアの養成も必要となった。パソコンを始めとするIT機器による障害者支援は、ボランティアの形態も変えてしまったのである。パソコン通信時代の1980年半ばから「トーコロBBS」や「みんなのねがいネット」などのグループが活動していた。それが拡大し、1997年には日本障害者協議会の情報通信ネットワークプロジェクトが「第1回パソコンボランティアカンファレンス」（1997）を開催するまでになった。同会は、この年に『パソコンボランティア』（日本評論社）と題した単行書も刊行している。

このことは、パソコンという機器を介した障害者とサポーターとの関係の成立を意味すると思われる。これまでは、障害があるとされた人とその方をサポートしたいという人の人と人との関わり、触れ合いを媒介としていたボランティアの活動に新たな形を示していると捉えられる。

4. 就労支援の場合

「障害を持つものにとって働くということは特別な意味があると思います」、「私たちの場合、それ以上に社会に参加したい、そして自分も何かの役に立ちたい」とは、車椅子で移動し、四肢と言語に重度の障害を持つ脳性まひの当事者の声である⁽¹⁰⁾。

1990年代初頭までのITの可能性は、「情報通信手段を活用して、場所と時間とを自由に使った柔軟な働き方」と定義される「テレワーク」を障害者の場合に援用した「在宅勤務」や自宅近所に設けられた場合の「サテライト・オフィス」、遠隔からITを使った作業である「テレコミュニケーション」などが代表格である⁽¹¹⁾。

そして、「引きこもり」や「自閉症」など、これまで社会との接点が閉ざされていた人たちにも光がさす契機となったのが1990年代半ばからの「デジタル・オポチュニティ」としてのインターネットの福祉領域への浸透であった。それは、就労の機会が厳しかった人たちにも在宅勤務という形で仕事を行えるようになり、障害者の自立と社会参加を実現に大きく貢献したと理解されている⁽¹²⁾⁽¹³⁾。

ところで、社会参加するためにはまず、コミュニケーション能力が求められる。日産自動車栃木工場は、車種「プレジデント」や「セドリック」、「シーマ」を製造しているところである。1970年代半ばから聴覚障害者を採用し、2000年5月の段階で64名の障害がある社員の半数を占めたという。しかし、聴覚障害者とのコミュニケーションツールは主に手話を使っている。実際、この工場を紹介した記事の題名は「聴覚障害者とは手話と指文字でコミュニケーション」であった⁽¹⁴⁾。手話以外に健常者との能力差を埋める機器が「イコライザー」である。その代表格がコンピュータであり、それ自体が福祉機器であるという捉え方もある。しかし、操作性、文字画面、価格等、障害者や高齢者にとっては依然ハードルが高い。通商産業省では1990年に「情報処理機器アクセシビリティ指針」を公表し、1995年には「障害者等対応情報処理機器アクセシビリティ指針」を官報で公示してはいる。もっとも、技術的にはこの「アクセシビリティ（使い易さ）」は、障害者や高齢者の特性を考慮した個別対応が求められるものである。それで初めて便利、安心、確実性が保障される。使いこなすことができなれば、IT製品は高い買い物に過ぎないことになりかねない。ソフトウェアの方は、Windows[®]でとりあえず標準化されていることから余計にパソコン本体へのアクセスの工夫が求められるのである。

ところが、コンピュータソフトウェア開発の仕事では事情が異なっている。「在宅雇用から生まれるコンピューターソフト」と題する記事⁽¹⁵⁾には、頸椎損傷により四肢まひになり車椅子生活の男性が、口にくわえた棒でコンピュータのキーボード操作を行う姿が紹介されている。在宅で勤務し、会社とのやり取りはEメール。出社は週に一日でスタッフとの打ち合わせを行う。この身体障害者が開発した「旅館・ホテルの顧客管理システム」は好評なソフトになっているという。

また、コンピュータの入力作業は、仕事の内容や流れがほぼ一定しているルーティンワークである場合が少なくない。そうであれば、知的障害者の就労の機会につながる。ある印刷所に勤務する知的障害者は、納品書の出力、受注伝票の整理、売上入力、請求書出力、などをコンピュータでこなしている。ただし、入力したものをチェックする体制が必要で、この職場では「ブルーリスト」にチェックをしていくシステムを採っている。作業内容が変わるとパニックに陥ることもあるというが、この当事者は、「たくさんの仕事ができてうれしい」、職場の「旅行などの行事に参加することが楽しいです」と述べている⁽¹⁶⁾。IT使用による就労可能性の成功例として紹介されていた。

千葉県幕張に設立された「障害者職業総合センター」は、独立行政法人高齢障害者雇用支援機構の傘下にあるが、ここに「就労支援機器ライブラリー」がある。「障害を持つ人達の就

勞を容易にするのに役立つ様々な機器、ソフトウェア、自助具及び視聴覚機器等を実際に試用できる形で展示している」と述べている。

そこには、1. 肢体不自由者関連機器として各種キーボード、キーボードをスクリーンに映し出す「キネックス」、2. 知的障害者関連機器（画面入力レジスター）、3. 聴覚・言語障害者関連機器（手話アニメーション）、4. 視覚障害者機器（点字ディスプレイ、読み上げ器）、5. 拡大読書器（各種拡大器、デジタルルーペ）、6. 移動機器（電動車椅子、電動三輪車）、7. 環境体験コーナー（昇降機、段差スロープ）などを展示している。

四肢の欠損への対応が「義手」や「義足」。立位が保てなくなれば、まずは「杖」、そして「歩行器」、さらに「車椅子」の利用である。自身で車輪を回して走行する「自走式」、モーターの動力を利用する「電動車椅子」。介助者が押す「介助式」。福祉機器が介護用品とともに展示スペースを飾るようになった。その代表格が、毎年開催される「国際福祉機器展（International Home Care & Rehabilitation Exhibition）」であり、まさにIT機器のオンパレードと呼べる壮観な陳列である。毎年カタログが発行されているが、ここではコミュニケーションツール、計測通報システム系、移動ツール系と大別されていた。

ま と め

2000年文部科学省は、ミレニアム・プロジェクトとして「教育の情報化」を発表し、2005年までに「ITを利用した教育」を目指した。これは、障害児教育の場面でも例外でなかったので議論を呼んだ。たとえば、2001年に開催された「日本特殊教育学会第38回大会」では、2つのシンポジウムで障害児・者とITとの関係をテーマにしている¹⁷⁾。「障害児教育がITで変わる」では、「誰もが利用できるIT環境」が本当に実現するか、ITは障害児教育にどのようなメリット、デメリットがあるかをテーマにしていた。そして、ITを単なる技術とは捉えず、社会システムからの要請と理解し、まとめとして、ITの障害児教育への導入によって、多様で自由な選択肢が用意された教育システムの構築を要望している。

また、「在宅重度身体障害者へのIT環境の導入とQOLの変化」では、キーボード操作が困難な重度障害者に対するコミュニケーション機器である「パソマルチ」の開発や1つのスイッチで入力可能な「オートスキャン」などを話題にしていた。障害者の希望から口の開閉による顎の動きを利用した操作を用いることになったが、週1回の指導によりEメールやインターネットの利用ができるようになったという。利用当初は、14文字の入力に1時間半ほど掛ったが、感想として「この機械は私にとって魔法の手」とか「嬉しさが足の先から髪の毛の一本一本に巡り歩くような感じだった」と『詩集』に述べている。それまでの一般的な支援であれば、施設に入所し、ケアワーカーに日常生活の支援を受けていたと思われる。その彼女が在宅で表現活動を行うことができるようになったことは、精神的な自立とともに施設から地域での生活という社会福祉の動向に対応しているものと捉えることができる事例である。

もっとも、ITを用いて教材を視覚化することにより抽象的な概念が具体化できると期待された時期もあったが、実際にはデジタル化で却って自由な想像力の発達を抑えてしまう可能性が指摘されている。また、コンピュータは独学（自習）を念頭に置いている側面があるが、障害を抱える生徒達にはこれが必ずしも望ましいとはいえず、教師と一緒にの方が学習効果があるという考えもある¹⁸⁾。このようにITと教育、なかでも、障害児教育との関係について、将来性は期待できようが実際には簡単に効果が得られるものではないのである。

2005年は、各地に「視聴覚情報センター」が設立された時期でもあった。すなわち、地域に根ざした福祉の展開ということである。たとえば、この年の5月20日に開設記念式典が催されオープンした「札幌市視聴覚情報センター」は2階建てで、1階にパソコン・点字訓練室、IT機器利用開放室、とともに点字図書・拡大写本制作室がある。また、2階には聴覚障害者用字幕入りビデオカセット自主制作スタジオ、聴能言語訓練室、録音図書制作スタジオ等が配置された。

ITに関しては、1990年半ばから各省が矢継ぎ早に研究会を立ち上げている。1995年に郵政省通信政策局が「高齢者・身体障害者の社会参加支援のための情報通信のあり方に関する調査研究会」を立ち上げ、その報告書が翌年、単行書として『共生型情報社会の構築』と題しNTT出版から刊行された。さらに、郵政省と厚生省の合同研究会には以下のようなものが設けられた。

1996年度 高齢者・障害者の情報通信の利活用の促進に関する調査研究会

1997年度 ライフサポート（生活支援）情報通信システム促進研究会

1998年度 情報バリアフリー環境の整備の在り方に関する研究会

1999年度 高齢者・障害者の情報通信利用に対する支援のあり方に関する調査研究会

2000年度 高齢者・障害者の情報通信利用を促進する非営利団体の支援等に関する調査研究会

そして、上述の「障害者基本法」の制定を受け、1994年度から『障害者白書』が作成され国会に提出されるようになった。最初の「平成6年版」（1994）から「平成14年版」（2002）までは、表紙に副題が記されている。これらの中で、平成10（1998）年版の「『情報バリアフリー』社会の構築に向けて」と平成13（2001）年版の「障害のある人とIT～ITが拓く新たな可能性～」の2つは明確にIT機器の障害者支援を扱ったものであった¹⁹⁾。

後者は問題点として障害者高齢者向けITは市場が小さいため、大きな収益が見込めないこと、民間企業も取り組みにくく、国による支援が必要であることを述べていた。

筆者は、福祉機器に代表される科学技術を援用した福祉サービスの考え方の一つである「テクノイド論」に関心を抱いてきた²⁰⁾が、21世紀の始めの10年でITは福祉の現場にも着実に浸透、利用されてきているように見える。ITのIをいつも、Tをたのしく、と解説する「かながわともしびセンター」の「障害者等IT利用活用推進事業」のパンフレットの表紙のメッセージに近づきつつある。

「チャレンジド・ジャパン・フォーラム2003国際会議in千葉」の会議全体を仕切った自身も重度の障害を持つ社会福祉法人理事長は「障害者にとってITは人類にとっての火と同じくらい革命的な道具。自分たちが最も人間らしく生活し働くには、ITという武器が不可欠であることを障害者は自覚している」と語っている⁽²⁾。

本研究の一部は科学研究費助成金基盤研究 (C) (課題番号22614009) の助成を受けた。

注

- (1) 堀利和 (2001) 「情報バリアフリー」そして「デジタルデバイド」日米の動きから 福祉労働, 92号, 12-25頁
- (2) 浅野史郎編, 高松鶴吉・太田茂著 (1990) 『障害者の可能性を拡げるこんぴゅーた—electronic equalizerがもたらす新しい世界—』 中央法規出版
- (3) (社) 日本電子工業振興協会監修, 太田茂編著 (1992) 『暮らしが変わる, ハイテク福祉—コンピュータは「まほうの杖」—』 中央法規出版
- (4) 杉田正幸 (2010) 視覚障害者のIT環境および盲ろう者へのIT支援 総合リハビリテーション, 38巻1号, 27-32頁
- (5) 水谷昌史 (2005) 鍵は哲学・スタッフ・企画力 障害者就労の拠点となれるか—大阪府ITステーション視覚障害, 201号, 30-36頁
- (6) 長岡英司 (2006) 視覚障害者のIT利用を支える視覚障害企業家たち 視覚障害, 222号, 12-21頁
- (7) 中村利華 (2001) デイジー (DAISY) 総合情報システムについて ノーマライゼーション, 21巻5号, 31-33頁
- (8) 藪部英夫 (2001) デイジー (DAISY) IT施策と障害者 ノーマライゼーション, 21巻5号, 34-36頁
- (9) 太田茂 (2000) IT革命と障害者—現代を生き抜く知恵— 働く広場, 276号, 4-9頁
- (10) 吉村隆樹 (2001) 私にとっての在宅勤務 リハビリテーション, 439号, 19-22頁
- (11) 佐藤宏 (2001) ITと障害者雇用 職リハネットワーク, 49号, 15-21頁
- (12) 佐々木夏実 (2002) ITと障害者—その可能性と課題 日本の科学者, 37巻10号, 16-21頁
- (13) 掘込真理子 (2002) ITを利用した障害者の在宅就労を支援の場から考える 障害者問題研究, 29巻4号, 66-71頁
- (14) 清原れい子 (2000) 聴覚障害者とは手話と指文字でコミュニケーション 働く広場 272号 22-27頁
- (15) 小山博孝 (2000) 在宅雇用から生まれるコンピュータソフト 働く広場, 270号, 1-4頁
- (16) 矢部洋子 (2001) 知的障害のある人のIT使用による就労の可能性 JDジャーナル, 250号, 117頁
- (17) 特殊教育学研究 (2002), 日本特殊教育学会第39回大会報告, 39巻5号, 73-74および119-121頁
- (18) 渡部信一 (2006) 自閉症教育とテクノロジー 障害者問題研究, 34巻3号, 188-195頁
- (19) 内閣府編 (2001) 『平成13年版 障害者白書 障害のある人とIT—ITが拓く新たな可能性—』

IT機器による障害者支援の一側面

- (20) 溝口元 (1999) 福祉機器の開発と展開 『通史 日本の科学技術 第5巻Ⅱ』学陽書房, 989-1005頁
- (21) 久保智 (2003) ITを駆使した社会参加促す一法整備と意識改革が急務・千葉市で 厚生福祉, 2003年9月5日号, 2-4頁

(2010年10月13日受付)

(2011年1月6日受理)